

# 第9回定時代議員総会

## 「青税精神」を発揚し 10周年を迎えよう

全国青年税理士連盟第九回定時代議員総会（犬山大会）は、七月十八日（日）、愛知県犬山市、名鉄犬山ホテルに於いて盛大に挙行された。

大会会場のすぐそばを流れる木曾川が、全国津々浦々から集まる青年税理士の流れに、いつとき目をうばわれているかのように流れをやめている様であった。この全国青税連の確かな歩みが、やがて大河となつて行くことを期待しているかのようだ。

定刻、二百七十余名の参加者は、四カ所の分科会会場に分散して、現行税制の矛盾を衝いて活発な討論が行われた。各分科会の概略が総会会場で報告され、質疑応答が行われ、一層実りの大きいものとなつた。

続いて総会は、大ホールで開催された。来賓に各党国会議員、犬山市長そして友好団体を迎へ、祝電も次々と寄せられてきた。又、全国青税連の大ヒットとして話題となつた西ド・イツ税理士法制定の立役者クレッカー先生から帰国に際し収録したメッセージが会場に流れ、大会は盛り上つた。

そして議事も真剣な審議の中で順調に進行し、湖東会長以下新役員が誕生し、決意を新たにした。

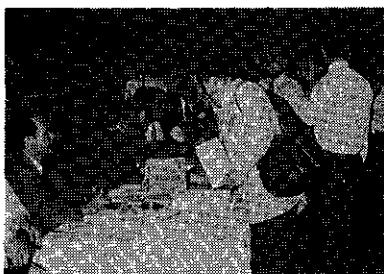


全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷	5-20-11
連盟本部 第1シルバービル5F 501号	電話 03(356)2916
会 員	発 行 人 東 京 至
	編 集 石 井 吉 夫
	広報部長



真剣な審議が続く総会会場



受付風景



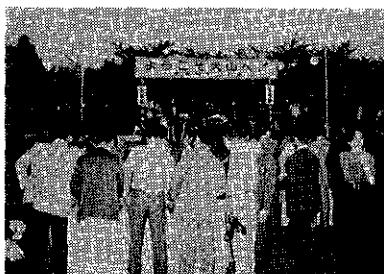
会長挨拶



質疑応答



聞き入る国會議員



レセプション

## 大會宣言

全国青年税理士連盟は、第九回定期代議員総会の名において

次の通り宣言する。

一、税理士の社会的地位の向上

を目指し、納税者の権益を擁護する税理士法改正運動の先頭に立とう。

二、国民大衆と中小企業者を圧迫し、税理士制度を根底からゆるがす付加価値税の導入を阻止しよう。

三、中小企業の切捨てにつながる会社法改正に断固反対しよう。

以上の目的を達成するため、偉大な青税の伝統を継承し、「青税精神」を発揚し、十周年を盛大に迎えよう。

一九七六年七月十八日  
全国青年税理士連盟  
犬山大会

## 大會概報

### 第一号議案 昭和五十年度事業報告に関する件

執行部より、「公益団体等に対する派遣税理士制度」実施阻止運動を展開したこと、税理士不当解任阻止裁判の現況、西ドイツ税理士法制定の立役者クレッカー先生招へいの大成功等、当連盟の意欲的な活動が細かく報告された。

第二号議案 昭和五十年度収支決算書、貸借対照表並びに財産目録承認の件

一九七六年七月十八日

た。

第三号議案 昭和五十年度会計

をはかる。

四、付加価値税、会社法問題等に対処。

第五号議案 昭和五十一年度収支決算案

をはかる。

第六号議案 大会宣言採択の件

別掲の大会宣言が万雷の拍手の中で採択され、第九回定期代議員総会は、議案すべてとどこおりなく審議を終了した。

第七号議案 大会宣言採択の件

湖東現会長の留任が決定し、新執行部が誕生し、決意を新たにし

監査報告の件

会計監事より、適正にして正確であった旨が報告された。

### 第四号議案 昭和五十一年度事業計画承認の件

昨年にならい、計画の具体化は新執行部にゆだねる方針に基づき次の基本大綱のみ提案された。

一、青税精神を発揚し十周年を迎えるよう。

二、職域防衛は全青税の義務。

三、行政上の公平原則を守り税理士法改正で社会的地位向上

をはかる。

又、大阪の森田会員から、大阪合同税理士会の役員選挙に大阪国税局が介入したことに対し、当初否定していたが、五一年六月山本会長から、「当方からは頗るなかつたが、当局が自主的に応援してくれた」と旨、表明された旨発表された。

その他活発な質疑応答の後、満場一致で原案どおり可決された。

× × × ×

夕刻よりのレセプションは、夜空に映える国宝犬山城を見守られ

ホテル庭園において行われた。翌朝、会員交流のあと、大半の会員

見学し、別れを惜しみつつ再会を約して散会した。

◇ ◇ ◇

以上の議案に對し、殊に、東京の寺沢会員から、日税連の税理士法改正作業が政府提案方式で進められているようであるが、基本要

又、公益団体等に対する税理士の派遣に関する規則を、法改正の中立法化しようとしている。大変重大な問題である。全会員注視すべきである旨の発言があった。

又、大阪の森田会員から、大阪合同税理士会の役員選挙に大阪国税局が介入したことに対し、当初否定していたが、五一年六月山本会長から、「当方からは頗るなかつたが、当局が自主的に応援してくれた」と旨、表明された旨発表された。

その他活発な質疑応答の後、満場一致で原案どおり可決された。

× × × ×

湖東現会長の留任が決定し、新執行部が誕生し、決意を新たにし

た。

第六号議案 役員改選の件

湖東現会長の留任が決定し、新執行部が誕生し、決意を新たにし

た。

# 主張

## 日独税理士の交流に貢献

我国の税理士が税理士法改正運動をすすめていることを知り、ラインホルト・クレッカーハー先生は、私共の招へいに心よく応じて下さい、東京、東京地方、浜松、名古屋、大阪等の各地で講演をしてくださいました。また各地での歓迎パーティーや会食の席でもなごやかに交歓し、大いに日独交流の実をあげたことと思う。

講演の主テーマは「西ドイツにおける自主権獲得の歴史と現状」であったが、このテーマだけに限らず、税理士とは何かという命題についても、また税理士の社会的地位についてもクレッカーハー先生は多くを語られた。クレッカーハー講演をきいて我々はさまざまなものを学ばなければならぬ。

## 行政の手先きからの脱皮

西ドイツにおける自主権は第二次大戦後まず法的に保証された。しかし実際にはその内容は充分に熟しておらず、会員の努力により一九六一年税理士法によって確固

たるものになつた。第二次大戦前（の状況は我国税務代理士（昭和十七年に誕生した）とよく似ており、税務署長ないしは国税局長が監督権をもつていた。ナチズム政権に加担する政治的思潮的要件が税理士許可の条件であったわけだから士許可の条件であったわけだから自由業としての存立はあり得なかつたと云えよう。大戦後の民主憲法により自由な社会が生まれ、同時に租税国家としての要請が強まつたというところに税理士が自由

たるものになつた。第二次大戦前に税理士としての税理士の使命にふさわしい業務に対する自覚が、ついに立法者をして彼らに自らは人気があり集りがよい。

「高度な専門的業務の遂行および法の奉仕者としての税理士の使命にふさわしい業務に対する自覚が、ついに立法者をして彼らに自らは人気があり集りがよい。

しかし、それだけで税理士業の将来が明るく開けることはなく、むしろ税理士をとりまく環境に左右されるのである。クレッカーハー先生は税理士がその制度を保つために覆いかかる圧力を自からはねの

うことにつながるのである。

会員のなかには事務所経営や得意先獲得法、報酬のもらひ方などを熱心に研究しているむきも多い

ことから独立を意味している。ここではとくに経済的独立といふ点について考えてみよう。

西ドイツにおいては税理士法に

①雇用関係を持たない。②成功報酬をもつてはならない。③あつ旋業をしてはならない。④最低報酬をきめてダンピングをしてはならない。⑤依頼者の事業に金銭的に参画してはならない。などの規定がある。

我々はこれらの点についてもまずは日常業務をよりかえてみなければならない点が多くあるはずである。あつ旋報酬や会社の内部に入つて報酬を受けている例も見られる。まず我々自身がやれることは日々やっていくことでも、クレッカーハー講演に学ぶところである。そして我々税理士の未来を

# クレッカーハー講演に学ぶ

## ——税理士の未来を自らの手できり開こう——

業として成立したのである。クレッカーハー先生はとくに、自由業としての税理士の意義を強調されてい

### 自ら作る税理士制度

税理士の社会的地位について見ただけであるが、税理士は形だけの自由業であつてはならず、完全に行政庁、国家から独立していくこ

そ、眞の自由業であるということを指摘してくれた。自由職業人を東ばくするものは法であつてそれ以外の何ものでもない。だから自由職業人本人の自覚もまたそうあらねばならず、自由職業人は指導

されねばならないことを例にあげて指摘された。そのひとつは西ドイツの会社法改正による職域の侵害問題であり、もうひとつは申告期限延長特例の短縮問題である。

### 経済的独立の教訓

クレッカーハー先生はこの点で多くの教訓を残していくくれた。社会的地位が高いということは言いあれば職業としての安定性が高い、もっとわかりやすく言えば、『商売として成りたつ』とい

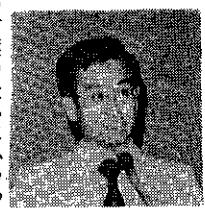


自主権獲得にガンバレ！

## 十周年に向つて

## 全力投球を!!

会長 湖東京至



全国青税は去る七月十八日、第九回の総会を大山で行つた。ちょうど九才になつたわけである。私は昨年度に引きつづき会長の大役を引きうけることになり、その荷の重さに耐えられるかどうか、不安でいっぱいである。しかし全国青税も大きくなつてきている。たとえば先般の大山大会ひとつとってもそうである。名青税の諸兄にたいへんお世話をなつたが、これに各地会員もよく応えて大会に積極的に参加してくれた。税理士の各会の催す行事のなかでもとりわけ意義深い大会の一につになつてゐる。

また、ラインホルト・クレッカーリー先生の招へいにしてもそうである。各地青税会員の熱烈な御援助をうけて大成功裡に終つた。いまや、全国青税は単なる『なまよし会』とは異り、行動する団体、大きさに言えば世界の青税となつたのである。精神主義的なことばで青税精神とか青税魂といふことがある。精神主義的なことばでなんとも説明しにくい面もある

が、私はこの言葉のなかに心のつながりを感じるのである。具体的にあれこれでない、伝統や友情、激動する情勢に損得なしで語り合ふ、ぶつかり合う仲間意識、そんなものが青税の事業を支えているのではないかろうか。そう思うのである。であるなら、会長の任にあつて、その心のぶれ合う場をたくさん作つていければそれでよいのではなかろうかと思ふ。

ます集ること、集りをもつこと、次にそこで語り合い、学び合ひ、吸収し合つて、「青税」に入つてよかつたナ」というそういう会に育てていく。それは小さな集りほどよいのである。十名単位でいいから、全国、とくに地方都市に点在する会員の単位青税をどんどん作つていただきたい。個人会員では、どうしても点や線のつながりになつて面のつながりがない。是非会員諸兄の力を借りて、たくさん作つていただきたい。

これまで全国青税は十才を迎えた。十周年を名実ともに成功させるために、第一回の理事会からさつそく「十周年実行委員会」を発足させる。十周年記念の大会は横浜を予定しているが、東京・神奈川の会員諸兄にだけ十周年を任せると、十周年記念大会への参加というのではなく、全国の会員諸兄が、十周年に何か一つやるという意気込みで、とくに組織拡大と、十周年記念大会への参加という形で表わしてもらいたい。

青税は税理士会の良心といわれてよかつたナ」というそういう会通して、意義ある税理士生活をしていくことこそ、税理士の社会的地位を向上させ、自らの手で自らの制度を築くというクレッカーリー先生の教えにも合致するのである。

私自身、執行部の諸兄の力を借りてこの一年せいいっぱい力をふりしほしていく覚悟である。重い荷を少しでも軽くするよう会員諸兄の心からの御援助をお願いして

千葉、埼玉、長野。西の方では、

宮崎、熊本、北九州、四国各县、広島、岡山等々。全国青税執行部はいつでも飛んでいつて会づくりの援助をしたい。是非々々これらの地域の諸兄の御尽力をお願いしたい。

来年は全国青税は十才を迎える。十周年を名実ともに成功させるために、第一回の理事会からさつそく「十周年実行委員会」を発足させる。十周年記念の大会は横浜を予定しているが、東京・神奈川の会員諸兄にだけ十周年を任せると、十周年記念大会への参加といふことでも、法改正作業を進めて行く過程で、全税理士の総意である「税理士法改正に関する基本要綱」を、あくまでも堅持する姿勢をくずさないでほしいということである。

この基本要綱には、①税理士制度は「国民のための制度」として確立すること。②税理士の権利の保障を明定化すること。③税理士会の自主権を確立すること。の三つの基本的な柱があり、この三つの柱こそ、法改正の際の中心問題であり、この部分が骨抜きにされたのでは改正の意味が果されない事になるからである。

最近の法改正運動の中で、この「基本要綱」がねじ曲げられようとしていることは非常に残念なことである。「基本要綱作成当時、表面化していなかつた、小企業税務指導問題が大きくなりアップされている現在、理想のみを追つていられない。政治は、現実的であり妥協が伴うものである。」などと、改正運動の頂点に立つ者が、最初から妥協する姿勢を見せてはいるようでは困るのである。

そこで、我々は、基本要綱をいま一度再確認し、日税連の法改正運動が誤った形で進められない様、注視して行こうではありませんか。

## 税理士法改正運動を注視しよう

## 『基本要綱』の堅持を!

そこで、我々は、基本要綱をいま一度再確認し、日税連の法改正運動が誤った形で進められない様、注視して行こうではありませんか。

次号より昭和四七年六月発表された「税理士法改正に関する基本要綱」を連載します。

昨年十月、日税連法対委員会に、いくつかの分科会を設け、それぞれ関係各方面への折衝が進められてきた様である。そしてその第一目標は達成出来、今後第二目標の政府機関との折衝に移行しに行く旨の記事が、「税理士界」八月十日発行第六九〇号に掲載された。



租税特別措置法について（第一分科会）

金子秀夫(神奈川)

神奈川県特別措置法の分科会は、全国からの参加者約五十名が参加して行われた。

青税の五味紀彦会員からおおむね  
次のような報告があつた。

複雑な租税特別措置を判りやすく理解するために、その目的別整理と経済効果について、例えば、資源確保、技術開発、公害防止その他に景観整備、労働者の材能形

成や住宅取得促進、中小企業育成などの諸措置について大別して報告があった。

次いで、この社会的影響について言及し、租税特別措置が税負担の公平を犠牲にして設けられており、一般に大企業優遇税制という批判が強く、当局としてこれは正を余儀なくされている点を指摘した。このため、昭和五十一年度改正において、租税特別措置の整理統合のきさしが見られ、国税関係だけで、六十九項目の改廃が行われたとの説明がなされた。

租税特別措置法の沿革

組説特別賃金法の合意  
せると八千七百億円余となつて  
るので、この財政上の減収は、  
して少ない額とは言えないと述  
べた。

これは、財政上にもあらわれ  
おり、過去十年来増加の一途を  
とった租税特別措置減収額が、一  
般五十一年度において、前年度  
減収額を下回っている。しかし  
特別別措置減収額は、五十一年度

次して、本条川青税の金子秀夫  
眞賀が報告に立ち、現行租税特別措  
置法は昭和二十一年制定である。  
その沿革はもとと古いとして、「  
歴史的過程の中に本質があるので、  
これをみなければならない」と、  
の如きの報告を行なつた。

される際には、重要物  
に対し、三年間所得  
なう等、特定産業への  
減免措置を合せて行な  
つている。

してもとられ 明治三十七年の非常特別税法による七割増税を課しながら、第二種所得税を除外することによって、戦時公債十五億円余の発行と価格維持を可能にしているのである。

置の源は、近代税制の成立期に遡ることがができる。明治二十年わが国最初の近代税法である所得税法が制定された際に法人は非課税とされたのである。法人は、その後明治三十一年の税法改正まで全く租税を課されず、この間に法人数が三・五倍、資本金が九倍に増加し、強力な資本蓄積特別措

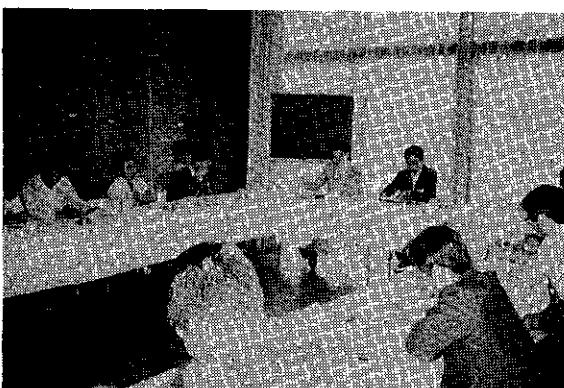
戦後租税特別措置をよみがえらせたのは池田財政であり、昭和二

戦後租税特別措置をよみがえらせたのは池田財政であり、昭和二

卷之三

次いで金子会員は、租税特別措置による減免が、臨時の、特別的措置ではなく、恒常的、安定的措置として定着したと述べて、具体的な数字を挙げながら次の諸問題を指摘した。

### 〈熱気きはらむ討論〉



報告後、活発な討論が行われた  
が、まず、租税特別措置が日本經  
済に与えた貢献度をどう評価する  
か、或いは、経済振興に役立った

シ ン ポ ジ ウ ム 報

## 告☆☆☆☆☆現行税制の矛盾を衝

戦争目的のため基幹部門へは増税

が行われた。

十六年の重要機械設備等三年間五割増償却を皮切りに、強力な資本蓄積策を打出した。これは明治二十年の所得税創設期における上か

ものを批判する場合、基準をどうに置くのか、という観点からの論議が行われた。

また、憲法的見地からみて、租

税特別措置法の限界はあるのではないか、という問題提起も行われた。

これは、今後の課題である。

## 同族会社について

(第二分科会)

後藤允良(浜松)

### 一、同族会社(法二条一一〇)の定義について

### 二、同族会社の留保所得課税(法六七条)について

### 変遷について別掲のごとく報告

現在(五一年四月一日以降開始事業年度)

- ①期末資本金額の二五%相当額から期末利益積立金額を控除
- ②所得等の金額の三五%相当額
- ③年一五〇〇万円

$$(700\text{万円} \times 28\%) + (X - 700\text{万円}) \times 40\% \times 1207\text{千円} + 1500\text{万円} = X \quad \text{課税額底限} = 2704\text{万円}$$

\* 1207千円…年頭控除  
1500万円…定額基礎

え方は成り立たない。  
め、同族会社の行為は認めないと認められる会計処理の基準に従つて計算することを前提とした規定であり、非同族会社の行為を認め

法二二条四、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算することを前提とした規定であり、非同族会社の行為を認め

法三十四条過大な役員報酬の損金不算入。法三十五条役員賞与等の損金不算入。法三六条過大な役員退職給与の損金不算入等の補足とし

- ①配当金の利子を留保課税で徵收
- ②繰越欠損金にも課税

### 三、同族会社等の行為又は計算の否認(法二二二条)

法人税の負担を不当に減少させるとなるとき、旧通達三五五の一項目は、現行税制では、法三四四~三六条に対する通達九一二一〇に集約。

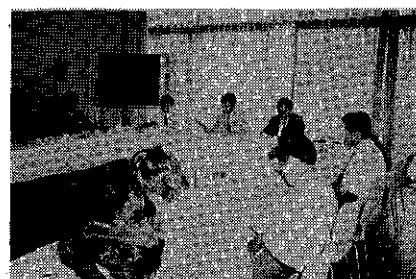
法二二条四、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算することを前提とした規定であり、非同族会社の行為を認め

会報掲載の原稿をお寄せください。特に個人会員の方の原稿をお待ちしています。

原稿〆切・毎月二十日

厚稿送付先・連盟本部事務局、または石井吉夫(東京都練馬区中村北四一二一九)まで。

広報部



<問題点をさぐる>

て法二二二条は考えるべきであり、社会通念上の異常性の行為についての歯止めとしての法である。一三二条の運用に当っては、課税の私的意見で判定されないと解すべきである。

一三二条の運用に当っては、課税の私的意見で判定されないと解すべきである。

これは一面において中小法人ないし同族会社の内部留保が大法人ないし同族会社のそれを上回ると認められる部分に対し、客観的な基準による課税を行うことにより間接的な配当支出への誘因とする目的としつつ、他面において法人形態による企業の税負担と個人形態によるその負担差を調整することを目的とするものである。

昭和38年 所得を基準とする控除割合を15%に引き上げるとともに、定額控除を年100万円に引き上げた。

昭和39年 所得を基準とする控除割合を20%に引き上げた。

昭和40年 所額を基準とする控除割合を25%に引き上げた。

昭和41年 所得を基準とする控除割合を30%に引き上げるとともに、定額控除を年150万円に引き上げた。

昭和45年 所得を基準とする控除割合を35%に引き上げるとともに、定額控除を年200万円に引き上げた。

昭和47年 定額控除を年350万円に引き上げた。

昭和48年 定額控除を年500万円に引き上げた。

昭和49年 定額控除を年1,000万円に引き上げた。

昭和50年 定額控除を年1,500万円に引き上げた。

## 同族会社の留保所得課税の変遷

昭和25年 法人税を所得税の前払とみるシャウブの勧告の考え方から、法人所得が配当されずに社内に留保される場合は、その留保利益の累積額に対して、毎事業年度所得税の遅延利子に相当する課税として、同族、非同族を問わず課税する積立金課税制度(税率2%、ただし同族会社の50万円超の積立金に対しては7%)が採用された。

昭和26年 積立金課税は、法人の内部留保の充実を妨げるものとして、非同族会社に対する課税は廃止され、同族会社に対してのみ50万円をこえる積立累積額について5%の税率で課税することとされた。

昭和28年 積立金についての非課税限度が引き上げられ積立金が100万円又は払込資本金の4分の1のいずれか大きい金額に達するまでは、課税しないこととされた。

昭和29年 積立累積額に対する毎事業年度の課税は、中小法人の資本蓄積を阻害するという理由で、積立累積額が非課税限度を超えるときは、毎事業年度の新規留保所得に対して10%の税率で1回限り課税することとされた。

昭和36年 每事業年度の留保所得金額から、その年度の課税所得の10%相当額又は年50万円のうちいざれが多い方の金額を控除了した残額に対し、一定の累進税率により課税することとされた。ただし、累積留保額が資本金の4分の1に達するまでの金額については課税されない。

## 推計課税について

境一燦(大阪)

總論

一 課税標準となる所得額は、本来実額によるべきが原則であるが、その計算が不可能な場合に止むを得ぬ次善の策として間接的に所得金額を推計して課税標準とすることを一般に推計課税<sup>1</sup>いう。ここに云う推計とは、確実に調査又は計算することのできない課税標準を、最大限に可能な蓋然性をもって真実であるとするような方法、つまり、蓋然的結論によつて真実な課税標準金額の近似額ないし蓋然額を確認し計算することをいう。従つて概算で税額を求める概算課税とは異なる。

二 現行法においては多くの税目につき納税義務者の行う申告行為により納税義務の具体的な内容を一応確定させる効果を与えるといふわゆる申告納税制度を探つてい る。このような基本原則のもとににおいて、しばしば生じている推計課税をいかなる認識のもとにその妥当性を見出すべきであろうか。

元来課税標準額の決定は、申告納税制度のもとにおいては實際の

るべきことは当然であり、定説といえよう。これに対して推計課税は一定の要件のもとに例外的に許されることは、もとよりあることでもまた通説判例である。もともと、青色申告者が完全な帳簿書類を備え付けているにもかかわらずこれを調査しないことの反対解釈から「……納税者が青色申告者の場合でない限り、少なくとも手続的には全く適法である（神戸地判昭37・2・23）」とする唯一の判例があるが、この判示は全く傍論にすぎないので、先例的価値はない」と云われている。学説にも反対説はあるがいすれも前掲の判例とはやや観点を異にするようである。

なく、白色申告者についても正規の帳簿等を備えていて実額計算を行なっている場合、これらの者と見定されていない我国の制度から見てもこのようない見解はとりえないと考える。

三 それでは推計課税が容認される根拠は何か。それは、納稅者側に帳簿書類等が存在しないとか、その記載が不備、不正確である等のために課税當局が課税を断念せざるをえないとするならば、当該納稅者の不法な利得において国庫に損失を与え、かつ他の納稅者との課税負担の公平を欠くことになるからである（憲法14条）。以上のことから推計課税の合憲性もまた導き出されてくる。また、推計課税に関する規定のなかつた昭和24年以前についても、条理上許されるとして、その合憲性を認めていいる（最判昭39・11・13）、学説上も異論を見ない（田中二郎、金子、萬など）。

みにより課税されるものであることは先述述べたところであるから、いつたん推計を誤り、しかも納税義務者においてこれを覆すに足る資料を欠くときは、眞実の額以上の課税がなされ基本的人権が侵害されるおそれが生ずる。したがつてこれが許される場合は厳格に限定されなければならない。しかし、実務上しばしば国側の一方的判断で推計課税がなされた事例があるが我々はこれを黙視してはならないことは当然である。

要件の欠缺はそれだけでは処分の違法を来たさず、後は推計額の多寡の問題が残るだけであるとされるのである。従前の判例はこの点につき明確な判断も言及もしていなかったが、千葉民商事件第一審判決（千葉地判昭46・1・27）以来判例、学説ともこれを意識し始めたようである（前説に立つもの）。前掲千葉地判、東京地判昭48・3・22 金子宏教授。中間説といえるもの、京都地判昭47・4・27、南博方教授）。ところで国税当局は、「更正処分に実額計算による更正処分と推計計算による更正処分」という二種類の更正処分があるわけではない。更正処分はあくまでも一つであり、推計計算によるか実額計算によるかは、所得額の認定が直接証拠によるか間接証拠によるかという事実認定の方法の相違にすぎない、推計課税の要件は更正処分じたいの要件ではない。」と主張して、行政指針説をとっている。思うにすでに述べて来た如く推計課税は実額課税がどうしても

類を備えているかどうかが税務官廳によつて予め認められていない場合に付帯課税が可能である

## 一 推計課税の前提要件 各論

これらの前提要件の法的評価については、効力要件説と行政指針説の対立がある。

べきものであり、また租税法律主義が国民の基本的人権、とくに生産的財産權の保障に根柢を求める解するとき、効力要件説を支持すべきである。

## 二 推計方法とその合理性

推計課税が許される場合であつてもその推計方法そのものが合理性を有していることが当然必要とされる。推計課税は恣意的で不正確な所得の認定を許容するものは決してなく、所得の実額にできるだけ近似する数額が把握されなければならぬ。現行法は(1)財産若しくは債務の増減状況(2)収入若しくは支出の状況(3)生産量、販売量、その他取扱量、従業員数その他事業の規模によると規定している。しかし我々は右の方法にのみ限定せられることなく、また推計に当たっては、推計上重要な一切の事情を考慮しなければならないと考える。

南教授によると推計方法が合理的であるためには、第一に、推計の基礎事実が確実に把握されていること、第二に、その推計方法が具体的な事案に適用し、所得金額を推算する方法として最適であること、第三に、その推計方法は、でるべきだけ真実の所得金額に近似し

二 推計方法とその合理性

指詰謬誤が許される場合であつてもその推計方法そのものが合理

た数値を把握しうるような客観的なものでなければならぬとされている。

税務行政の上で具体的に利用されている方法については、いすれの文献にも紹介されており、ここでは紙面の都合もあるため割愛することとする。

### 三 滯法手続に基づく推計課税

従来、調査は更正又は決定の準備行為たる事実行為にすぎぬから、その滯法は課税処分そのものには影響を及ぼさず、単に損害賠償による救済を求めるにすぎないと解してきた。しかし、近時いわゆる民商事件等を通じ調査手続の違法ないし不存在が意識せられるようになり、無効説も台頭してきた。その根拠は行政の滯法是正の必要性にあり、実定法上も通常法24条、25条が更生等の手続を件として「調査」を規定していることから調査が滯法ならば処分も違法として取消されるというのである。ところでこれら紛争における主張を整理すると、(1)滯法調査はもともと許されず、したがつてそれに基づく課税も滯法となる(前掲千葉地判)、(2)滯法調査によつて得た資料は課税のための証拠能力を有しない、という二つに分類できる。

### 三 違法手続に基づく推計課税

従来、調査は更正又は決定の

調査の違法性の判定は質問検査権との関連で問題の多いところであるが荒川民商事件最高裁決定（昭48・7・10）が一応の基準となりえよう。これによると(1)調査の必要性は主観的でなく客観的でなければならず(2)相手方の私的利害も考慮を要し(3)その手段、限度とも相当でなければならないといふことになる。

四 立証責任の分配

立証責任を論ずる前に主張責任も問題となりうるがこの点はともに論ずる実益がないと思う。けだし後者は前者に論理的に先行するものだからである。

次に違法収集資料の証拠能力をどう解すべきか。刑事訴訟手続ではこのような資料の証拠能力は否

次に違法収集資料の証拠能力をどう解すべきか。刑事訴訟手続はこのようないくつかの問題がある。一つは、違法手続によって得られた証拠が認められるべきか。二つ目は、違法手続によって得られた証拠が認められても、その結果が公正な結果であるべきか。三つ目は、違法手続によって得られた証拠が認められても、その結果が公正な結果であるべきか。

る（最判昭47・11・22）。学説もまた多くはこの立場から証拠能力を否定しており（南、金子）、我々もこの立場を正当と解する。しかし注意すべきは、裁判実務では元來更正処分取消訴訟というものが客観的な所得の有無を争う訴訟と解されるから、したがって客觀的な所得に合致するという限度で違法ではないとされ、最高裁も同旨の如くである（前掲荒川民商事件）。

#### 四 立証責任の分配

立証責任を論ずる前に主張責任も問題となりうるがこの点はとくに論ずる実益がないと思う。けだし後者は前者に論理的に先行するものだからである。

旧来の学説判例は行政行為の公定力を根拠とし、取消されるまでは相手方を拘束するから納税者側にその違法性の立証責任があると解していた（田上謙治他）。これに対しても、公定力は行政行為の法的効果を維持させるために認められる特殊な効力であつて立証責任との間に論理的関連はないと批判され、現在この説はほとんど採られていない。もう一説は、租税確定処分の取消を求める訴訟が民訴法上の債務不不存在確認訴訟と實質的に等しいとして、民訴法上の通

む  
す  
び

説たる法律要件分類説に従い、権利発生要件たる課税要件事実については租税債権者たる國が立証責任を負うものとする。しかしこのような民事訴訟の理論をそのまま税務訴訟に適用できるかとの問題があり、たとえば所得の額は自分自身のことであり、資料も多くは納税者側にあることよりして國側の立証の必要性の程度を緩和しようとする見解が現われた。すなわち立証責任はまず、國側にあるがそれは「一応の立証」で足りるとするのである。この考え方には十分合理性がみとめられ最近では通説化しつつあり、我々もこれに賛成したい。右説によると國側は(1)推計課税の前提要件の存在と(2)推計方法の合理性を立証すれば足り、納税者側は推計所得金額が(1)より合理的な推計方法により計算した額より過大であるか(2)真実の所得金額より過大であることを主張立証しなければならないということになる。



税理士顧問契約の実態調査報告

## 税理士解任濫用阻止対策特別委員会

委員長 平山 玲昌

はじめに

卷之三

### (今回の調査)

当特別委員会においては、(無作為抽出)の関与先に対し、「税理士についてお尋ね」と題して税理士の顧問契約について、アンケート調査を実施した結果は下記の通りである。

なお、(1) 税理士の業務従事年数、事務所の形態、従業員の状況等の税理士に関するもの

(2) 関与形態で、継続関与か臨時関与か、個人・法人別毎の関与程度、関与先の規模別区分等の税理士業務に関するもの

(3) 納税者の権利救済等に関するもの

(4) 小企業納税者に対する税務指導等に関するもの

(5) 中小企業者に対する関与状況に関するもの

等々については、国税庁より引き継ぎ、日本税理士会連合会が実施した昭和42年度及び昭和48年度の二カ年間における「税理士の実態調査」により、既に公表されている。

また、税理士法制定の昭和26年以來二五年になるが、上記に述べれば、二年以上の継続関与が約一一%にも及んでおり、前述の如きの具体的な内容が明確にされてい

5 と理解される。  
回答企業一三六件中、期間の定めのあるものは一件のみである。その一件は、口頭契約により二年と定めているが、すでに一〇年間関与が継続されている個人企業である。

(3) 納税者の権利救済等に関するもの

(4) 小企業納税者に対する税務指導等に関するもの

すなわち、比較的若い青年税理士を対象としたものであるにも拘らず、先代税理士より引継いだ関与先を含め、最長三五年にも至り、これは、税務代理士法制定の昭和17年の前年より継続関与していくことになる。

しかし、書面の中には、先代税理士からの引継ぎ等が含まれており、契約期間を明定したものはない。

これは、受託業務の多様性、中小企業と税理士の信頼関係及び我が国の国民性等によるもの

なお、(1) 税理士の業務従事年数、事務所の形態、従業員の状況等の税理士に関するもの

与が、昭和42年度は約八七%、昭和48年度は約八一%となつていることが明らかにされてい

現わしている。

2 1. 税理士には、業務地域に制約  
がないこともあり、実態は、全  
国的に一致している。  
2. 関与形態においては、すでに  
た点は次のとおりである。

おり、その他の繰り返しを除くと、税理士からの引継ぎ等を含むものであり、このことは、受託業務の範囲の広さ、重要性から当然のことではあるが、顧問契約には、当事者間の厚い信頼関係

企業の期間損益把握の必要性からくるところの循環性、継続性に基くものであることはいうまでもない。

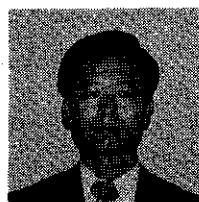
八五%の企業が、長期契約を望んでおり、長短にこだわらないという約一五%についても、大部分は、すでに五年から一〇年間にわたり関与が継続しているのが実態であり、依頼者側においても長期契約を望んでいるこ

五〇〇%近いという結果は特に注目される。

以上の調査結果は、既に日常言  
われてきたことがらとも一致する  
が、今回、統計的な調査結果が公  
表される意義は極めて大きい。

### 〈アンケート〉

税理士についてお尋ね	開与先 所在地 名称 代表者
昭和50年 月 日回答	
I 貴社の税理士さんはどなたですか。 税理士事務所 ..... 氏名 .....	
II いつから依頼していますか。 昭和 年 月 日から現在まで 年間	
III 依頼された動機はなんですか。 1. 紹介 2. その他 (たとえば、先代税理士から継続) ( )	
IV どのような方法で契約しましたか。 1. 口頭 2. 書面 3. その他 (たとえば、先代社長から継続) ( )	
V 契約期間の定めはありますか。 1. ① ある ② ない 2. ① あるとすれば契約時から 年間 ② その更新はどうしていますか イ. 自動的 ロ. その都度更改 ハ. その他 ( )	
VI 税務以外ではどんなことを頼みますか、またはやってくれますか。 1. 財務管理 2. 労務管理 3. 経営分析 4. 経営方針の助言 5. 私的相談 ( ) 5. その他 (たとえば、経営全般) ( )	
VII 貴社は税理士との顧問契約の期間についてどうお考えですか。 1. 短い方がよい 2. 長くこなだわらない 3. できるだけ長期間継続してほしい	



## 今こそ力を

### 発揮すべき時

総務部長 石龜邦俊

近年の税理士業界を取り巻く諸情勢は悪化の一途を辿り、税理士制度はまさに転換期ともいわれています。本年度も昨年に引き続き幾多の諸問題が提起されると思われますが、特に、税理士法改正問題は急務であり、その他に会社法改正問題、付加価値税、小企業対策問題等が山積しています。このような厳しい時期における

全青税の使命は大きく、そして、力を発揮すべき時であります。その事は、全国にあります青年税理士が団結し、明日の税理士を築くため前進しなければなりません。

又、本年度は全国青年税理連盟創立後満十年を迎えております。そこで、十周年大会を盛大に行なう計画もございますので、ようしくお願ひ致します。

## 活動の源泉は 会費の早期収納に

経理部長 佐藤博司

この度、下田經理部長の後任として経理部長という重責を負わされ、その職務をいかにして大過なく果そうかと、とまとっているのが実情です。

本年度は全国青年税理士連盟の創立十年目を迎え、会員数も二千余名を数え、年ごとにその活動

も大規模になつてしましました。予算規模も一千百万円台になり実に三年前の二・五倍になり、事務局設置も軌道にのり一層の活性化が予想されます。

こゝ数年全青税の活躍はすばらしく、最近のクリッカ先生の招請の成功をはじめ我々税理士会を

そこで会費の早期完全収納を会員各位にお願いいたし、特に本年度は各団体の經理部長さんには会費の平均的早期収納を、個人会員の諸兄には一括早期収納をお願いいたします次第です。

不馴な私ではございますが精一杯責任を果すつもりでおりますので前任者同様一層のご協力とご支援をお願いいたします。

とは云え、今まで多くの先輩方の築いてこられた研究部の業績の後を受け継ぎ、私の如き若輩が、その大役をはたして果し得るか困惑しているのが偽りのないところです。幸い前期部長、その他前期から在籍しておられた先生方も

全国青税の動きや雰囲気等に対する正しい知識が不充分なため、部長及び部員等の選任方法に些か疑問を感じない訳ではありませんが、お受けすることになった以上、全国青税の目的の一つである研修活動に全力をあげる所存であります。

お見えになるので、色々ご指導をお受けながら研究部活動を続けていきたいと考えておりますのでよろしくご協力をお願い致します。

研究部長 佐野裕

巾広い知識と深い教養を積む場に

研究部長 佐野 裕

## 新部長あいさつ



お見えになるので、色々ご指導をお受けながら研究部活動を続けていきたいと考えておりますのでよろしくご協力をお願い致します。

我々青年税理士が、その職業に誇を持ち、巾広い知識と深い教養を身に付けるために、各会員がそれぞの立場で、日頃日夜研鑽を重ねておられ、又各単位会でもそれを研究活動を行なつておられるのは衆知の事実ですが、その折角の成果を全国の会員が吸収していく、そういった役割を果し得るのではないかでしょうか。

それには広報部のご協力を得て研究成果の論文の掲載、シンポジウムの開催等、方法は色々あると考えます。

これまでの全国青税研究部の活動は、シンボジウムの開催と代議員総会時の研究発表会を中心に行

なられてきたようではあります。が、本年度もこの方針を踏襲していくかどうかは研究部会を開催し、各メンバの方々のご意見を聴取しながら決定していくかないと考えます。ただ全国という地域的な問題



## 親密な人間関係を

盛り上げたい

がからみ、はたして部会開催がスマースに出来るか、全部員の出席がはたして得られるかどうかが心配の種であります。この紙面をお借りして部員の皆様の強力なご協力を切にお願いする次第です。

野球大会を開催したりしていたが、組織も拡大された現在、全国で会員を一堂に集めることが非常にむずかしくなってきています。これに代わるものとして、各単位会の内部における親睦行事により補ってもらわざるを得ない状況です。しかし、総会開催の時期まで厚生行事が空白になってしまふと、いうことの解決策として、例えば昨年おこなわれたシンボジウムのように多くの会員が参加するよう機会をとらえて、懇親会等の催物をもち親睦な人間関係を盛り上

行委員会(仮称)と意見交換しつつ参加者の楽しみが倍増するような行事を立案してみたいと考えています。

今回決定された横浜は、観光地でないため、盛り沢山の企画(例えば観光ツアーゴルフ等)がむずかしいことを予め申し上げ、なお、この不利条件を克服して、奈良大会、犬山大会に劣らない、魅力ある親睦行事を企画いたしました。

参加者が一人でも多くなるよう祈りつつ、よろしくご協力をお願ひいたします。

げたいと思っております。

現在日税連単位税理士会十四会員に対し、北海道、沖縄を除く十二単位会には先づ何としても単位責任を設置し全青税の核的活動を開くことこそ日税連民主化へ大きく近づく要素であり、全国の青年税理士には身近な仲間の結合と

その為に全国に点在する青年税理士の心を一つに集約することから組織されたものです。

さて本年は当連盟の方針である「青税精神を発揚し十周年を迎える」を受けて組織部では来年七月の十周年が全国青税連の名に恥じない組織に確立する為、その活動方針を「組織拡大をはかり盛大な十周年を迎える」と定め組織拡大の一大キヤンペーンを展開する所存です。

現在日税連単位税理士会十四会に対し、北海道、沖縄を除く十二単位会には先づ何としても単位

強と併せて六〇〇名の組織拡大であり、湖東会長はじめ当連盟あげてのこのキャンペーんには組織部員は勿論のこと会員諸兄の一段お力添えを申し上げますので宣勧くお願ひ致します。

案内「あなたも青年税理士」(51)は新しいを新たにした全国青年税連の・5全面改訂はイラスト入りで鮮明に私達の組織体をうたいあげてくれるでしょう。この全国青年税連の案内書は同時に広く内外に全國青年税連の名と活動状況を知らしめるPR誌としての役割りを果たすことを予定しております。

以上の拡大計画は、岩手、諏訪、千葉、豊橋、広島、高知、熊本、の単位青年税の結成と個人会員の増強と併せて六〇〇名の組織拡大であり、湖東会長はじめ当連盟あげてのこのキャンペーンには組織連



組織拡大をはかり  
盛大な十周年を迎える

部鐵鑄  
急田稀

私たちの全国青税連はその結成への力強い合意を見た「浜松弁天

全国的連帯感により大きな勇気づけとなる信じます。

回答マトメ		回答企業数 内 容	都道府県 年 数	企業数 依頼動機	項目 紹介 その他	企業数 101 35	期間の定め あらゆる なさい 計	企業数 1 135 136	項目 財務管理 労務 経営分析 経営方針助言 私的相談	税務以外の業務 その他(経営全般)	項目 企業数 105 42 100 100 65 42
項目	内 容										
実施年月	昭和50年10月		北海道	0.3~5年	50	101	あらゆる	1			
選 定	無作 勿 抽出		宮城県	6~10	46	その他	なさい	135			
対 象	税理士の関与と企業		千葉県	11~15	14		計	136			
タ イ ル ト	税理士についてのお尋ね		東京都	16~20	11	計	短い方がよい	0			
発送件数	税理士 30名		愛知県	21~25	11	契約書面	長短に応じられない	21			
回答 ◇	々 27名		大阪府	26~30	2	その他	できるだけ長期間連続してほしい	115			
回答企業数	法人 128 個人 8		奈良県	31~35	2	計	計	136			
			鹿児島県								

## 諸問題に

積極的對処

法対部長 小西敏雄

税理士法改正問題 商法（次改）  
正問題、小企業対策問題、更には  
付加価値税導入と、既に語り尽く  
された感はあるが、我々の業界を  
取り巻く難問が山積している状況  
に何らの変化は見られない。そし

あることは想像に難くない。  
いづれにせよ、これら諸問題について、今後共更に突込んだ理も、表面的には小休止の状態ではあるにせよ、事態は我々にとって好ましからざる方向に進展しつつある。両法二が既定の運営をしてゐる。

ない。暫くの間、導入見送りと云われている付加価値税は別にしても、税理士法改正運動は「基本要綱」が無視された形で、日税連サイドで交渉が進められているのは明らかであるし、これと関連して小企業対策問題では、あの悪名高き「派遣税理士制度」が、改正税理士法に成文化されようとして

を俟たないにしても、我々全員税  
という一つの組織に要求されるの  
はこれまでに研究、討議されて來  
た問題認識に立脚した対外PRを  
始めとする具体的な実踐行動であ  
ろうと思われる。法対策部内の夫  
々の特別委員会と協力して、これ  
らが実踐活動を最優先すべき時期  
が到来していると思われる。

問題意識の高揚を

対策委員長 江成健

全青税は、三次にわたり付加価値税に関する制度、及び、その運用についての実地調査団を西ヨー

ロッパに送り、実際面についての調査研究活動を行なつてきた。

開催、東京青税において作成された「付加価値税問答集」を活用してゆきたいと考えております。

税に関する専門家として、我が國民経済に与える影響、税制における位置、財政展望等の見地から青税会員の多数の意見を汲み取りたいと考えております。

十二代目とということです。この城の望楼からの眺めはすばらしく、雨にけむる木曽川を眼下に雄大な景色を楽しむことができた。

午後は明治村の見学予定で、途中ドライブインで昼食をとった。

特に準備された部屋で、一同中華料理を囲んで、ビールをくみかわし、賑やかに歓談、大いに親睦を

この神社には、大小さまざまの男茎形が奉納され、とくにその方面の弱い人、縁の遠い男女、子宝にめぐまれない人などに御利益があるということで、中には熱心に参詣する会員もいたようです。こうして観光ツアーも四時過ぎ名古屋駅に無事到着、次回の再会を楽しみに、二日間にわたる犬山大会の幕を閉じることとなつた。

ても、独自の方法で成果をあげて  
きております。

全青税犬山大会観光ツアーレポート

実行委員 石井 義博

七月十八日の総会・シンボルショームなど多くの行事が無事終了した翌日、全膏税会員相互の親睦のために企画された観光ツアーヒは、九州に接近した台風九号の影響を受けて雨にたたられる日となってしまったが、七十名近くの参加を得て予定通り実行された。

しかし、楽しみにしていた午前の木曽川ライン下りはあいにく霧

卷之三

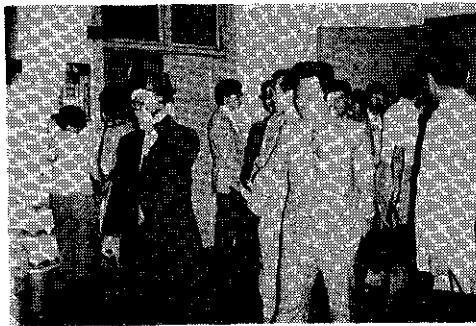
卷之三

実行委員の案内で村内を見学した。広大な地域に明治時代の建物や歴史的資料が集められて、全部を見るには充分な時間がなかったが、なかなか見ごたえがあった。明治村見学の後、田県神社というめずらしい神社に立ち寄った。

十二代目とということです。この城の望楼から眺めはすばらしく、雨にけむる木曽川を眼下に雄大な景色を楽しむことができた。

午後は明治村の見学予定で、途中ドライブインで昼食をとった。特に準備された部屋で、一同中華料理を囲んで、ビールをくみかわし、賑やかに歓談、大いに親睦を

こうして観光ツアーも四時過ぎ  
名古屋駅に無事到着、次回の再会  
を楽しみに、二日間にわたる大山  
大会の幕を閉じることとなつた。



△ 全国から傍聴多数 △

# 北野教授証人に立つ!!

## 税理士特別試験違憲訴訟傍聴記録

九月一日(水) 午後一時より

東京地方裁判所民事庭舎二階二号法廷において、「税理士特別試験違憲訴訟」裁判が、六十数名の傍聴を得て行われた。

当日は、日大教授北野弘久氏が証人として立ち、税理士の使命を中心にして、氏の学者としての見解が述べられた。まるで北野教授の講演会に出席している様な気分であった。公の場で特試の違法性が指

摘されていると思うと痛快であった。北野教授の大熱弁と、六十数名の原告側応援の傍聴人は、強く裁判官に印象づけられることと思う。

しかし、この裁判は、税理士法改正さえも、軟弱な日税連執行部の為に、基本要綱が、ねじまげられんとしている環境からすれば、容易なものではない。

勇気ある原告団をささえて、勝利に結びつけて行くものは、我々青年税理士においてはいない。今回同様、法廷をうづめつくさんばかりの傍聴人が必要であるま

ある特試をやである。

③司法書士(失礼)などと違ひ人生感や税法学の知識、発想といふようなことが大事であり、税務官吏の経験など役に立たない。

④特試の制定は、その当時としては、それなりに理解出来るが、昭和三六年に当分の間延長するこ

るかに越えていく。

⑤当分の間とは、當時主税局長の言っていた目途として三年位であり、百歩ゆずつて十年一昔といふ言葉からしても、昭和四六年にその効力は失われているはずだ。

⑥特試合格者は官僚の労務対策としてタダ同然でもらうのでどうしろみたい気持を持っている。うしろめたい気持の税理士の増加は、税理士会への権力の介入となつてあらわれる。

⑦桜友会は全体としては、税理士としての意識が低い。

⑧税法は、労働法と同じ社会法であると云える。単に財産権の問題のみでなく、生死の問題をも包

含している。

⑨国税局長官による税理士の徵戒規定などをみても、税理士を納稅者の代理人としてではなく、税務官吏の延長線上に位置づけていられる。すなわち徵稅機關と考えている。これが本音だ。税理士法の発想は正に、ここから出発している。例え、更正処分の事前通知が規定されているのに通知をしないとも効力に影響しない、といふことだ。全くザル法である。

次回の法廷は、十二月一日(水)午後一時からの予定です。一人でたゞじ書のうそを暴露してゆく。などの心強い三弁護士先生の説明及び決意が述べられた。

全税理士の地位向を目指したこの裁判も、次回を最終弁論としたい裁判官の意向であるようなので、次回の法廷には多数の傍聴を期待いたします。

次回の公判は、十一月十六日午後一時より同法廷において被告会社代表取締役Yが証人に立つたのである。②今回の証言が次回法廷の証人に立つ被告会社代表取

## 最終弁論迫る!!

### 税理士不当解任濫用阻止裁判

九月七日(火) 午後三時より、

東京地方裁判所民事第三六部二九号法廷において、「税理士不当解任濫用阻止裁判」(小林事件)が七

十数名の傍聴を得て行われた。

開廷後、鶴見、井上、茨木の三弁護士先生を図んで検討会が行われた為、反対尋問も、空振りに終わるところが随所にあった。

当日は、証人に、原告小林繁夫会員が立ち、被告側弁護人の反対尋問を受けた。小林会員は、終始冷静に適格な証言を行った。証言は、税理士の使命の重要性を全面

に出しどうどうとした態度では、はつきりとした口調で、明解に行われた為、反対尋問も、空振りに終わるところが随所にあった。

全税理士の地位向を目指したこの裁判も、次回を最終弁論としたい裁判官の意向であるようなので、次回の法廷には多数の傍聴を期待いたします。

次回の公判は、十一月十六日午後一時より同法廷において被告会社代表取締役Yが証人に立つたのである。②今回の証言が次回法廷の証人に立つ被告会社代表取

ケレツカ一先生来日日記



クレッカー先生招聘実行委員長  
久保田秀雄

梅雨あけのからとしした夏の陽射しを受けて、七月十六日十五時五分スイス航空のジャンボは、クレッカーリ先生を乗せて羽田を発った。到着した時と同じように帰税・青税の仲間が見送つたのであるが、今度は出迎えの時の一抹の不安と緊張ではなく、すっかり顔見知りの友のよくな親しみと、むづかしい講演を成功裡に成し遂げた満足感がそこにあつた。

クレッカーリ先生は、帰国に際して、「今回の講演と諸々の討論が

れ、二週間の日本  
るよう、別れを  
振り返ってみる  
先生が六月三十日  
てから十七日間は  
にクレッカー旋風  
観がした。濃縮さ  
レッカー先生日記  
ことにする。  
○六月十六日(土)  
大石一美氏西独よ  
る通訳だけがなく  
から五十年にかけ

PM二時五分、  
り羽田着、单なる  
、昭和四十八年冬  
、三回にわたる  
に羽田に到着し、  
、全国税理士会主催  
が吹き込まれた。それ  
たこの間のクレッカー  
をたどってみる。

日本の税理士制度のために有益なものとなり、日本の税理士会が主権を獲得することを祈つてゐる。またこの期間を通して、単なる講演者としてではなく、皆様との間で、常に友人であつたと思つてゐること、そのことが互に理解されいることがうれしい。職業とその関係を深めよう。」旨の挨拶をさ

訪歎税制観察團の西独における税制準備、西独理士関係法律の翻訳準備、西独にあって、レッカーリー先生と訪日・講演の準備、講演原稿の翻訳整理に努めた。横浜国大出身・西独在住の秀才である。年令27才。

〇六月二十八日(月)PM六時・土石氏を交え、講演についての東京地区実行委員会。

調査充分、自信のほどをみせて我々準備委員も身がひきしまる思い。婦税の李さんから花束を受けてほほを崩す。

○七月五日(月) P M 一時、東京税理士会主催講演、主テーマによる財産性とその課税について)終了後、婦税、淑女の熱氣に阻まれて記念撮影。夜は、日本庭園・椿山荘にて、東京税理士会の歓迎懇談会。



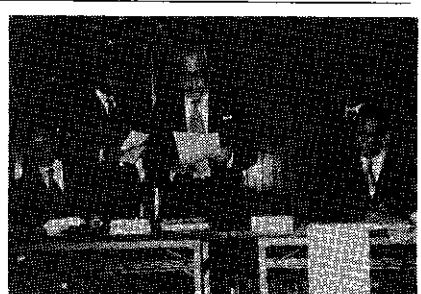
西ドイツ税理士会

○七日一日(木)P.M三時・ホテル  
オーラにてクレッカー先生と講  
演打合せ。  
P.M六時歓迎会、東京税理士会  
長波多野重雄氏来賓出席、青税の  
武田節の合唱、婦税の野ばらの合  
唱など歌の歓迎にびっくり、音楽  
愛好家のクレッカー先生、日本人  
が歌を愛する国民であることに感  
激。西独の税理士は、日常の中に  
歌を忘れつありますと一言。講  
演前の心のときほぐしとスピーチ  
のウォーミングアップになる。  
○七月三日(土)P.M二時・日税連  
訪問、丁度正副会長会で全国の税  
理士会会長が集っている。山本日  
税連会長歓迎の挨拶。各税理士会  
長と堅い握手。

財産性との課税について)終了後、婦税、淑女の熱氣に囲まれて記念撮影。夜は、日本庭園・椿山莊にて、東京税理士会の歓迎懇談会。

○七月五日(月)P.M.一時、東京税理士会主催講演。主テーマによる初めての講演とあって、会場はほぼ満員。大阪、名古屋、浜松の各実行委員のメンバーもそろって聴講。東京講演をステップにその後の講演は内容も明解、質疑も活発に、すばらしい出来ばえになる。夜は東京青税との懇談会、クレツカー先生もドイツの田舎の民謡を披露する。

○七月七日(水)午前中に元青税会長の関本和幸事務所訪問、午後一时東京地方税理士会主催講演。夜は地方会幹部と懇談会。



## 西ドイツ税理士会からのメッセージ



乾 杯！

○七月八日(木) これから地方講演。新幹線で浜松へ。浜松青税の出迎えを受けて、会場の浜松グランドホテルへ。浜松部会主催、東海税理士会後援の大きな看板がホーランドホテルへ。浜松部会主催、東海税理士会役員も多数出席。枝豆をつまみながら、西独税理士が職業裁判所で女性問題によって処分を受けるケースがあります。皆様はそのようなことはありますかと、西独税理士の倫理の厳しさの一端も一言。

○七月九日(金) 早朝名古屋へ移動、名古屋青税・名古屋税理士会共催。主テーマ講演を短縮し、質問形式の講演に時間を多くする。

○七月九日(金) 早朝名古屋へ移動、名古屋青税・名古屋税理士会共催。主テーマ講演を短縮し、質

問形式の講演に時間を多くする。

○七月九日(金) 早朝名古屋へ移動、名古屋青税・名古屋税理士会共催。主テーマ講演を短縮し、質

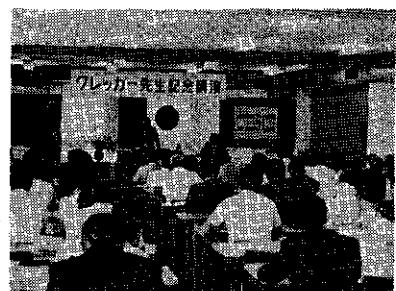
問形式の講演に時間を多くする。



奈 良 見 物

○七月十日(土) PM 一時・京都着、翌日の京都見物、十三日の奈良見物と日本の古都を楽しんでもらう。

○七月十一日(月) 大阪合同税理士会主催、最終の講演にクレッカ



名 古 屋 講 演

○先生、大石氏熱がこもる。全六回の講演を大成功のうちに終了。

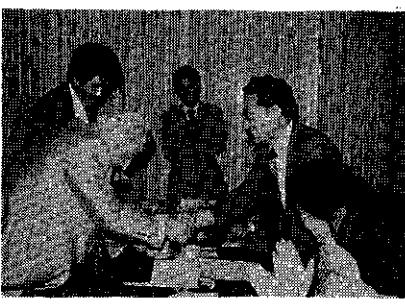


最 後 講 演 (大阪)

○七月十二日(火) PM 一時・京都着、翌日の京都見物、十三日の奈良見物と日本の古都を楽しんでもらう。



最 後 講 演 (大阪)



クレッカー先生、お元気で！

○七月十五日(木) 午前中に東京国税局と国税庁を訪問、西独大蔵省ムース顧問の親書を渡す。国税庁では、「税理士に自主権を渡されたらどうですか」と応接の職員をあわてさせる。

午後は東京都庁訪問、西独ポン市からの訪問とあり、磯村副知事はじめ主要ポストの出迎えを受け



都 知 事 訪 問

○七月十五日(木) 午前中に東京国税局と国税庁を訪問、西独大蔵省ムース顧問の親書を渡す。国税庁では、「税理士に自主権を渡されたらどうですか」と応接の職員をあわてさせる。

午後は東京都庁訪問、西独ポン市からの訪問とあり、磯村副知事はじめ主要ポストの出迎えを受け

毎年ご好評をいただいております——顧問先へのお歳暮・ご年始にご利用ください

## 書き込み式『税務カレンダー』・『税務デスク・マット』

定価 各 450 円 (前金特価 400 円) · 事務所名印刷

お申込は——お電話にても受付けております

税 経 月 報 社

東京都文京区関口 1-10-18  
TEL 03(268) 0570 (代表)

## 全 国 青 年 税 理 士 連 盟 規 約

第1条 本会は全国青年税理士連盟と称する。  
第2条 本会の目的は、下記の通りとする。

- 一 税理士制度の発展強化
- 一 会員相互の研修及び親睦
- 一 会員相互の連絡、提携及び資料交換

第3条 本会は、各地の青年税理士の団体及び個人をもって組織する。

- 2 前項の団体加入については、理事会の承認を必要とする。

第4条 本会の事務局は東京都渋谷区千駄谷5-20-11  
シルバービルにおく。

第5条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 一名
- 一 副会長 若干名
- 一 理事 100名以内

第6条 会長は、本会を代表し会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは副会長の互選によって会長の職務を行ふ者を定める。

第7条 本会に会計監事5名以内を置く。会計監事は会計を監査し、代議員総会に報告する。

第8条 本会の役員及び会計監事は代議員総会において選任し、任期は、翌期定期代議員総会の日までとし再選を妨げない。

但し、補欠選任者は前任者の残任期間とする。

第9条 本会の会議は定期代議員総会、臨時代議員総会、理事会及び常務理事会とし、会議の招集は会長が行う。

理事会は役員をもって構成し、常務理事会は会長、副会長、部長及び委員長並びに個人加入会員理事の中から理事会が指名した若干名をもって構成する。

- 2 定期代議員総会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に招集し、臨時代議員総会は会長が必要ありと認めるとき又は代議員の三分の二以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したときにはこれを招集しなければならない。

第10条 代議員総会は本会運営に関する基本的事項を決議し、理事会は会務の執行に関する重要事項を決定する。

常務理事会は理事会から委任された事項及び緊急を要する事項を審議決定するが、その決議は次の理事会に報告して承認を得なければならない。

第11条 代議員、役員及び会計監事の選出方法は別に定めるところによる。

第12条 会議はすべて出席者の過半数をもって決する。委任状はこれを認めない。

第13条 本会は必要に応じ部会及び委員会を設けることができる。

第14条 本会の事業年度は毎年6月1日に始まり翌年5月31日までとする。

第15条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもって支弁する。

第16条 前条の会費は、1名につき年額3,000円とする。但し中途入会者は月額250円として入会の月より徴収する。

本会の規約の改正については理事会が発議し、代議員総会の議を経て行なう。

### 代議員選任規程

#### 第1条 (選任の対象)

本会の代議員は会員の中から選任する。

但し、役員及び会計監事は代議員になることができない。

#### 第2条 (選任の方法及びその数)

- 1 各団体における会員の互選により選任するものとし、その数は各団体の定数3名と更に会員数15名につき1名とする。

但し個人加入会員については10名につき1名とする。

- 2 会員の数は毎事業年度末の員数を基準とし、定期代議員総会終了の日から1カ月以内に選任するものとする。

#### 第3条 (任期)

代議員の任期は、次期代議員選任の日までとする。

但し欠員補充のため選任された者については、前任者の残存期間とする。

#### 第4条 (補充)

代議員の欠員については、3カ月以内にこれを補充しなければならない。

### 役員選任規程

#### 第1条 本会の役員は、代議員総会において役員候補者の中から選任する。

#### 第2条 団体の推薦を得た会員及び個人加入会員で会員10名以上の推薦を得た者を役員候補者とする。

- 2 一の役員の候補者となった者は同時に他の役員の候補者となることができない。

#### 第3条 会計監事の選出方法は本規程を準用する。

但し、役員は会計監事になることができない。

### 慶弔規程

#### 第1条 死亡 会員 10,000円及び花輪

配偶者 5,000円

#### 第2条 火災 全焼 5,000円

#### 第3条 病気 1カ月超 5,000円

#### 第4条 風水害 5,000円以内

#### (実施要領)

- 1 傷害疾病は、入院またはこれに相当する加療中のものとする。

- 2 火災は、会員の事務所または自宅を対象とする。

- 3 風水害は、会員の事務所または自宅を対象とし、床上浸水、家財流出、風水害による半壊以上の被害とする。

- 4 上記の条項の適用の判断が難しい場合は、厚生部会において協議決定する。